

新宿区契約における暴力団等排除措置要綱

平成 24 年 2 月 3 日

23 新総契契第 2218 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿区暴力団排除条例（平成 24 年条例第 59 号）第 10 条の規定に基づき、工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、賃貸借、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い及び貸付その他新宿区（以下「区」という。）が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第 167 条の 11 に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (5) 下請負人等 工事等の契約について、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料等の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者（順次にされる工事の委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託の委任又は請負の受託者を含む。）をいう。

(警視庁への照会)

第 3 条 区長は、入札参加資格者（下請負人等を含む。）である個人又は法人の役員若しくは使用人（以下「個人等」という。）が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると思料される情報を入手したときは、第 17 条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、警視庁に対し、照会をすることができる。

(警視庁からの情報提供)

第4条 区長は、前条の規定による照会に基づくものでなくても、警視庁から入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると認めた旨の情報を受けるものとする。

(警視庁との合意書の締結)

第5条 区長は、区が締結する工事等の契約から暴力団等を排除する措置の正確性を期すため、警視庁との間で、新宿区が発注する契約からの暴力団等排除措置に関する合意書を締結するものとする。

(入札参加除外措置)

第6条 区長は、入札参加資格者である個人等が別表の左欄に掲げる措置要件に該当すると警視庁が認定したときは、それぞれ同表の右欄に定める期間において、当該入札参加資格者を工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

- 2 区長は、前項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、遅滞なく、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）に対して、入札参加除外措置通知書（第1号様式）により通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置の理由及び期間を公表するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第7条 区長は、入札参加除外措置の期間が経過し、かつ、当該入札参加除外者から当該入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められないときは、第17条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

- 2 前項の申請は、入札参加除外措置解除申請書（第2号様式）を区長に提出することにより行うものとする。
- 3 区長は、第1項の申請を行った入札参加除外者に対して、当該入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書、将来にわたり別表の左欄に掲げる措置要件に該当する行為等をしない旨の誓約書その他の必要な書面の提出を求めることができる。
- 4 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者であった者に対して、入札参加除外措置解除通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 5 区長は、第1項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 区長は、第1項の申請を受けた場合において、入札参加除外措置の解除を行わないと

きは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置継続通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（勧告措置等）

第8条 区長は、第6条第1項の規定に基づく入札参加除外措置を行わない場合において、警視庁の意見及びこの要綱の趣旨に照らし必要があると認める場合は、第17条の新宿区契約における暴力団等排除対策委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告又は注意喚起することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告を行うときは、当該入札参加資格者に対し、暴力団等排除措置に関する勧告書（第5号様式）により通知するものとする。

（入札参加資格者の審査における排除）

第9条 区長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外者の参加資格を認めないものとする。

（一般競争入札からの排除）

第10条 区長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加を認めないものとする。

2 区長は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加を取り消し、又は契約を締結しないものとする。

3 区長は、前項の規定により入札参加を取り消し、又は契約を締結しないものとしたときは、当該入札参加除外者に対して、その旨を入札参加除外措置通知書により通知する。

（指名競争入札からの排除）

第11条 区長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名しないものとする。

2 区長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約を締結しないものとする。

3 区長は、前項の規定により指名の取り消し、又は契約を締結しないものとしたときは、当該入札参加除外者に対して、その旨を入札参加除外措置通知書により通知する。

（随意契約からの排除）

第12条 区長（新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号）第3条第1項の規定により事務の委任を受けた工事等の契約にあっては、当該委任を受けた者。次条、第15条及び第16条において同じ。）は、入札参加除外者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止等)

第 13 条 区長は、入札参加除外者が工事等の契約の下請負人等となることを認めないものとする。

- 2 区長は、区が締結している工事等の契約の相手方が入札参加除外者を下請負人等としたときは、当該工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(共同企業体等への準用)

第 14 条 第 6 条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合について準用する。

(契約の解除)

第 15 条 区長は、工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けたときは、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入等に関する措置)

第 16 条 区長は、工事等の契約の相手方が当該契約の履行に当たって工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察署への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 区長は、工事等の契約の相手方が直接に、又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察署へ届け出るよう指導するよう求めるものとする。

- 3 区長は、工事等の契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前 2 項の規定による措置を適切に行ったと認める場合に限り、当該工事等の契約について、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずることができる。

(新宿区契約における暴力団等排除対策委員会)

第 17 条 工事等の契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項について審議するため、新宿区契約における暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 暴力団等排除に関する制度運用に関すること。
- (2) 第 3 条の規定による警視庁への照会に関すること。
- (3) 第 7 条の規定による入札参加除外措置の解除等に関すること。

- (4) 第 8 条の規定による勧告又は注意喚起に関すること。
 - (5) 第 12 条ただし書きの規定により随意契約を行うとき。
 - (6) 前 5 号に定めるもののほか、工事等の契約から暴力団等の介入を排除するために必要な事項
- 3 対策委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
 - 4 委員長は、総務部を担任する副区長の職にある者をもって充てる。
 - 5 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
 - 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 7 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 危機管理担当部長
 - (3) 福祉部長
 - (4) みどり土木部長
 - (5) 都市計画部長
 - (6) 教育委員会事務局次長
 - (7) 総務部契約管財課長
 - (8) 危機管理担当部副参事（安全・安心対策担当）
 - 8 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者（職層名が主事である者を除く。）を臨時に委員とすることができる。
 - 9 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
 - 10 対策委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

（関係機関との連携等）

第 18 条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警視庁等の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

（補則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条・第6条・第7条）

措置要件	期 間
<p>1 （暴力団員等が経営関与） 暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24か月（措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。）</p>
<p>2 （暴力団等の利用） 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から24か月</p>
<p>3 （暴力団等への利益供与） いかなる名義をもってするかを問わず暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>4 （暴力団等との親交） 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>5 （暴力団等との下請契約等） 下請負人等が前各号までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>入札参加除外措置をした日から12か月</p>
<p>6 （再度の勧告） 入札参加資格者が第8条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>再度勧告措置を行った日から12か月</p>